

第 1 回・第 2 回会議において出された主な意見

第 1 回会議（各委員の自由発言）及び第 2 回会議（団体ヒアリング）において出された意見のうち、事務局が本会議のテーマである 1. ～ 3. の論点に沿って主なものを整理したもの。

1. 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方

(1) 指定、指導・監督権限の在り方

- ・ 事業所単位の指定・取消の制度は維持すべき。
- ・ 指導の根拠を明文化すべき。
- ・ 国、都道府県、市町村の役割分担の明確化が必要。
- ・ 事業所の指定及び指導・監督権限を市町村へ委譲し、運用を徹底させるべき。
- ・ 市町村は指定権限を得て間がないため、権限委譲については様子を見るべき。
- ・ 広域的な事業者に対する指導・監査は、都道府県だけでなく必要に応じて国も一緒に行うべき。
- ・ 都道府県をまたいで事業を行っている事業者に対しては国が、市町村をまたがる事業者には都道府県が立入検査する仕組みをつくるべき。
- ・ 国、都道府県、市町村の連携強化を工夫すべき。

(2) 法人に対する規制の在り方

- ・ 法人のガバナンスの中心はトップであり、事業所単位の規制と法人規制との関係を整理することが必要。
- ・ 法人の規模によって規制の在り方をきめ細やかに変えてもよいのではないか。
- ・ 「役員等」の範囲に、同一資本グループ内の法人の役員を加えるべき。
- ・ 理事、役員の責任の在り方について見直すべき。
- ・ 同一資本グループ内での事業譲渡の制限を明文化するべき。
- ・ 同一資本グループ内での事業譲渡に関する要件を整理することが必要。
- ・ 広域に展開する事業者に対しては、事業所単位の指定手続とは別に「事業

者」として国や都道府県に管理運営体制等の報告を行う制度を構築してはどうか。

(3) 「連座制」の在り方

- ・連座制があることで、事業者に法令を遵守させる効果があるのではないか。
- ・「居宅サービス」等のサービス類型を超えた連座制を見直すべき。
- ・連座制についてはランク付けを検討してはどうか。
- ・行為と処分についてはバランスをとるべき。
- ・「地域限定的な不正」に対する処分と「横断的な不正」（＝組織的な不正）に対する処分を区別するべき。その上で、「横断的な不正」に対する処分の制度を検討するべき。
- ・一事業所の不正に対して全国一律に更新不可とするのではなく、地域の意向や事情を踏まえた都道府県知事の判断あるいは裁量の余地を入れてはどうか。

(4) その他

- ・行政コストはかかるが、管理者やサービス提供責任者を登録番号制とし、全国で統一管理してはどうか。
- ・「不正又は著しく不当な行為」の解釈と適用基準の明確化が必要。
- ・「不正又は著しく不当な行為」の列挙は、現実的には難しいのではないか。

2. 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置

(1) 法人内の体制確保

- ・ 事後規制システムを有効に機能させるためには内部統制を確保させることが必要。
- ・ 法人内におけるコンプライアンス委員会や法令遵守担当者の設置及び自主点検を義務化するべき。
- ・ 法規制以外の方法によるガバナンス確保の検討も必要。
- ・ 事業者による事業所指導を徹底するべき。
- ・ 企業のトップマネジメントの資質向上が必要。

(2) 指導・監督の在り方

- ・ 行政がこまめに、かつ、機動的に指導できる体制づくり、運用が必要。
- ・ 指導を行う行政担当者の資質の標準化・教育等が必要。
- ・ 社会福祉法、介護保険法等様々な法律による行政指導・監査を一本化するべき。

(3) 罰則等の在り方

- ・ 不正な手続により指定を受けたこと等に対して罰則規定を設けるべき。
- ・ 不正抑止には、単なる罰則強化によるのではなく、行政上の措置として制裁金の検討も必要。
- ・ 罰則を強化しても不正防止に大きな効果は期待できないため、「保険給付費＋加算金相当額」を徴収金として徴収する仕組みを検討するべき。

(4) 外部評価システムの活用

- ・ 介護サービス情報公表制度、第三者評価制度を活用して不適正な事業者を除外することも検討するべき。
- ・ 決算書について工夫した上で、公表させるべき。
- ・ 法規制だけでなく、専門職、同業者間のピアレビュー的な仕組みも必要。
- ・ 利用者、市民による監視が可能となるような介護保険運営協議会の設置。
- ・ 介護相談員による施設訪問などの既存の仕組みも活用するべき。

(5) その他

- ・ 営利、非営利の事業主体が入っている介護サービスにおいては、これらの

組み合わせがうまく機能するように柔軟で多様な仕組みが必要。

- ・ 行政と団体が協力して「法令遵守チェックリスト」の検討を行うべき。
- ・ 制度や規制・指導内容に関する情報を入手しやすい仕組みを作るべき。
- ・ 規制ばかりではなく、事業者が不正に走らないようにするインセンティブを与えることも必要。
- ・ 介護支援専門員によるケアマネジメントの徹底が必要。

3. 事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置

(1) 事業廃止時の手続の在り方

- ・事業所廃止は、事後届出制から事前届出制とするべき。
- ・監査開始以降は廃止届を出せない、あるいは拒否できるようにするべき。

(2) 継続的なサービス確保の在り方

- ・一義的には事業者にはサービスの引継先確保の責任を取らせるべき。
- ・行政が承継事業者をあっせんする仕組みを考えることが必要。
- ・市町村が責任をもって対処するとともに、地域の介護支援専門員のネットワークも活用するべき。
- ・都道府県内の行政、事業者団体による委員会を設置し、承継事業者を支援する体制を構築するべき。
- ・不正を行った事業者の運営を緊急避難的に継続させるために、マネジメントができる人材の派遣を考えてはどうか。
- ・業務代行事業者の選定制度を検討するべき。
- ・事業承継が行われるまでの一定期間、公法人等が事業を継続する仕組みについて検討するべき。
- ・措置制度の活用による利用者救済と当該措置費用の廃止事業者からの徴収。

(3) その他

- ・相談援助機関としての在宅介護支援センターの活用。